

見 本

〇 〇 〇 クラブ会則

- 第1条 本会は、「〇〇〇クラブ」と称し、事務局を代表者宅に置く。
- 第2条 本会の通常の活動場所は、〇〇〇〇とする。
- 第3条 本会は、営利目的の活動を行うものではなく、〇〇〇〇〇〇を通して、体力の増強、技術の向上及び会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 定期練習
(2) 市川市〇〇連盟及び市川市〇〇〇協会などの主催による、試合や大会への参加
(3) その他、親睦を深める活動等
- 第5条 本会は、第3条ならびに第4条にある目的及び活動する者で構成する。
- 第6条 本会の部員は、次の各項目を厳守しなければならない。
(1) 何事にもルールを守り、他人に迷惑をかけず、思いやりの気持ちを持つこと。
(2) 無断欠席をしてはならない。
(3) 使用する施設は、学校教育施設ということ意識して、注意事項を十分把握し、来たときよりも美しく使用すること。
(4) 活動中は積極的にコミュニケーションを図り、相手を尊重しあうこと。
- 第7条 本会の会費は月 〇〇円とし、それをもって活動費にあてる。
- 第8条 本会には、次の役員を置く。
(1) 部 長 1名
(2) 副部長 1名
(3) 会 計 2名
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 附 則 この会則は、 〇〇年〇〇月〇〇日より施行するものとする。